

第八十七回国会 建設委員会 議 録 第 六 号

昭和五十四年三月八日(木曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 伏木 和雄君

理事 小沢 一郎君

理事 中山 正暉君

理事 井上 泉君

理事 北側 義一君

井出 太郎君

大塚 雄司君

谷 洋一君

塚田 徹君

中村 靖君

西田 司君

福岡 義登君

渡部 行雄君

松本 忠助君

川合 武君

出席政府委員

建設大臣 渡海元三郎君

建設大臣官房長 栗屋 敏信君

建設省計画局長 丸山 良仁君

建設省住宅局長 敦仁郷 斉君

委員外の出席者

建設委員会調査室長 川口 京村君

委員の異動

三月七日

辭任

瀬野栄次郎君

同日

辭任

大久保直彦君

同日

補欠選任

瀬野栄次郎君

同日

補欠選任

大久保直彦君

同月八日

辭任

川合 武君

同日

辭任

甘利 正君

補欠選任

川合 武君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○伏木委員長 起立給員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

甘利 正君

同日

補欠選任

その内容が延長に値するかどうかであります。

この法律は、あめとむちを用いて農民の所有する農地を吐き出させ、これを宅地化するというのが主なねらいであります。

そこで、社会党が反対する理由の主なものについて申し上げますと、まず第一点といたしましては、本区域内農地に対する固定資産税の課税を近傍宅地並みにすることについてであります。

が、そもそも固定資産税は、応益負担の原則に立脚した財産課税でありますから、その財産を通じて、どれだけの収益を上げるかが重要な問題なのであります。

つまり、農地からの収益は、あくまでも農業収益でありますから、これを近傍宅地の収益並みにすることは、理論上も矛盾しておりますし、原則を強引にねじ曲げたむちやくちな議論と言わざるを得ません。

農地の所有者が農業の意思を持って、その所有を継続せんとするとき、今日の法体制のもとでは、だれも妨げることはできないのであります。

そこで政府は、これらの農地に過酷な重税を課すことによって、農地を手放さざるを得ない状態に追い込み、所期の目的を果たそうとしておりますが、これは昔、悪代官のやった手口によく似ていると思いませんか。決して善政とは言いがたいのであります。

第二点は、先代から受け継いだ農地を生活手段として、自分は農業以外に生きる道はないのだと心に決めて、今日まで宮々と働いてきた農民の生きざまに対して、土足で踏み込み、札びらでびんたをとるようなやり方には、どうしてもがまんがでないのであります。

つまり土足とは、税という名の権力であり、言うことを聞かない者は権力で農業から追い出し、農地転用して賃貸住宅を建てる人々には、低利の融資をすと言って、農民の一生を札束で買い取るようなやり方を、果たし

てよい政治と言えるでしょうか。まことに情けないと思うのであります。

第三点は、将来を展望した都市づくりの観点に立つて反対するものであります。

すなわち、今日、都市問題を考えるとき、都市の過密化が最大の問題であることは御案内のとおりであります。そこで、大平総理が田園都市構想を打ち出されたのも、また、三全総による水系ごとの定住圏構想も、結局は過密都市解消を図り、均衡ある国土の開発を図らんとしたところに、その本領があると思うのであります。ところが、本法律をまじめに実施していけば、一体その行く先はどうなるでしょうか、想像していただきたいのであります。ミニ開発はどんどん進み、いままですの空間として都市の中で一定の安らぎと憩いを与えてくれた農地の上に、ことごとく建造物が立錐の余地もなく建ち並ぶことを想像しただけで、ぞっとするではありませんか。一体このような都市に人生と生活の哲学を見出すことができるでしょうか。政治は、人生に憩いと安らぎと喜びを与えるものでなければならぬと思うのであります。しかも、政治の対象は圧倒的多数の勤労市民であるべきことを思うとき、心ある政治家は、それらの人々の立場に立つて物を考えることが最も重要だと思ふのであります。もちろん、それらの勤労市民が家を建てたいにも土地がないという現実、身につまされて、その緊急性も理解できるのであります。だからといって、それらの人々のために農民の人生を奪つてよいという理由が成り立つでしょうか。民主主義の社会では最大多数の幸せが少数者の犠牲の上に成り立つてはならないのであります。最大多数の利益を得んと欲せば、まず対象となる少数者の利益を補償して、もつて、みんなが同じように幸せを享受するというものでなければならぬと思うのであります。

たとえ大平総理の言う北斗七星をながめるような田園都市構想であっても、それが国民の心の中にあつたかとして生き続けるものならば、その方向を追求し、努力していくことが、どんなに価値

あるものかは何うべくもないのであります。ましてや、三大都市圏においておやでございいます。しかも、現行法を宅地供給の面から見ましても、実体としてA、B農地もしり抜けになっており、問題が多いのであります。

よつて私は、宅地供給の問題は、現在の手法を白紙に戻し、もっと根本的な問題として洗い直すべきであることを強く訴えまして、反対討論を終わります。(拍手)

○伏木委員長 北側義一君。
○北側委員 私は、公明党・国民会議及び民社党を代表して、ただいま議題となりました政府提案の特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、賛成の意を表明するものであります。

従来、両党は、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法については、地方税法における、いわゆる農地の宅地並み課税制度との密接な関係性を重視して、反対の態度をとつてまいりましたが、本法律制定後、住宅金融公庫の貸し付けの特例による賃貸住宅貸付予約件数は、昭和四十八年度から本年一月末まで五千三十一戸と一応の実績を上げており、また近年、宅地供給量は年々減少し、このままでは第三期住宅建設五カ年計画に伴う新規宅地需要六万六千ヘクタールの確保は非常に困難であり、特に三大都市圏におきましては、逼迫した宅地需要事情が、地価の上昇にも拍車をかけているのが現状であります。

このような事態を打開するためには、土地税制の改正を初め財政措置、金融措置、国土利用計画法の効果的運用等、総合的な土地政策が講ぜられなければならぬことは申すまでもありません。本法律案は、そのための一つの有効な手法であります。

すなわち、固定資産税の減額措置、長期譲渡所得税の軽減措置、住宅金融公庫融資の特例措置、計画的に優良宅地を確保するための土地区画整理

事業の施行等を含めとしており、宅地化促進のための方策としては、一応評価できるものであります。

また、三大都市圏における当該地域の農業従事者の方々も、本法律案の成立を期待していること等も踏まえて、両党は本法律案に賛成の意を表明するものであります。

以上をもちまして、討論を終わらせていただきます。(拍手)

○伏木委員長 瀬崎博義君。

○瀬崎委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

宅地化促進臨時措置法は、農地だけを宅地供給の対象とし、特定市街化区域農地に対する宅地並み課税の制度と表裏一体の関係を構成しています。そして、今回の三年延長の措置も宅地並み課税の延長措置に対応してとられようとしているものにはなりません。

もし、本来の意味で農業継続が不適切な農地の宅地化を促進する制度だということのなら、宅地並み課税制度の存廃にかんがわず、本法の制度が存在しなければなりません。単独では本法の制度が存在させる用意も意思も政府にない以上、まさに宅地化促進臨時措置法は大都市とその周辺地域から農業を追い出し、農民に土地を吐き出させることをねらいとした宅地並み課税制度の補強策としか言いようがなく、ここに反対の第一の理由があります。

反対理由の第二は、大都市とその周辺地域の農地は都市住民に対する新鮮な野菜の供給基地であり、また過密都市の生活環境を守る貴重なオープンスペースであり、さらに都市災害防止の重要な役割を果たしているということから、むしろ保全することこそ必要だからであります。宅地並み課税とセットにされた本制度は、都市近郊の農業と農地の現状を無視した宅地化促進策と言わなければなりません。

第三の反対理由は、農業継続の見通しが立たないなどの事態が生じた場合には、農民みずからの意思によって宅地に転用できるのであって、大多数の農民が、宅地並み課税制度及びこれとセットの宅地化促進法を歓迎していないということでもあります。このことは本法律の実績にはつきりあらわれています。

質問で明らかになったとおり、要請土地区画整理事業は本法施行以来一件しなく、特定分譲住宅に係る住宅金融公庫貸し付けの特例及び農住法適用に当たつての水田要件緩和の特例も、その実績はゼロであります。そして今後利用される可能性もほぼ皆無という見通しが示されています。今回改正の対象になっているこれらの条項は死文化に等しい実態であり、特に改正延長が必要なものだとは言えないのであります。

本来、宅地供給のため政府が目をつけるべきは、大企業保有する未利用地の吐き出し、国有地の有効利用の促進、住宅公団の抱える遊休地や都道府県の土地開発公社が無計画に先行取得してもあましている未利用地の活用による有効な施策を講ずることであり、大都市とその周辺地域の農地の吐き出しだけに目をつけることは本末転倒であると言わなければなりません。

以上、反対理由を述べて討論を終わります。

○伏木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○伏木委員長 これより採決いたします。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伏木委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

この際、渡海建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡海建設大臣。

○渡海國務大臣 農地所有者等賃貸住宅建設融資

利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

御審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいる所存でございます。

ここに、これらの法案の審議を終わるに際し、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。（拍手）

○伏木委員長　なお、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伏木委員長　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伏木委員長　次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

昭和五十四年三月二十日印刷

昭和五十四年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W